



2019年5月23日

各 位

会社名 株式会社 松屋
代表者 代表取締役社長執行役員 秋田 正紀
(コード番号 8237 東証第一部)
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課
課長 関 泰程
(TEL. 代表 03-3567-1211)

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)について

当社は、本日開催の第150期定時株主総会において、当社定款に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針(以下「本買収防衛策基本方針」といいます。)の内容を決定する議案を株主の皆様にご承認いただいたことに基づき、本日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)の導入(更新)を決定いたしましたので、お知らせいたします。

本プランの内容は、本買収防衛策基本方針(2)「本プランの内容」と同一でありますので、その詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しております2019年4月11日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。
(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

当社はこのたびの株主の皆様のご承認を踏まえ、引き続き当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

以 上